

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられています。

今後は、法定外の労災保険の付保を要件化するため、久留米市が発注する工事について下記のとおりの対応といたします。

記

1. 対象工事

「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事

2. 実施時期

令和2年6月29日以降に発注（公告及び指名通知）する入札より適用

3. 設計図書への明示

以下の特記仕様書記載例のとおり、設計図書へ明示

<特記仕様書 記載例>

工事各種保険

- (1) 請負者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。
- (2) 請負者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。
なお、請負者は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。